「募集要項」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
1	4	1	1	(10)			公共下水道 管路施設 見積上限額には国補助金は含みますか	見積上限額には、国庫補助金を含んでいます。
2	4	1	1	(10)			「合計額および各業務区分の内訳額のいずれも、上限額を超えてはならない」との記載がございます。しかしながら、民間事業者が自身のノウハウや創意工夫に基づく効率的な業務提案を反映して積算を行った場合、総額としては上限額内に収まるものの、特定の業務区分（内訳額）においてのみ、一部上限額をわずかに超過するケースが生じる可能性がございます。 つきましては、民間事業者の自由な提案と柔軟な資源配分を阻害しない観点から、「総額の見積上限額を遵守する（超えない）範囲内」であることを条件として、各業務区分の内訳額間での一定の調整・流用（例えば、各内訳上限額の〇%以内であれば超過を認める等）を許容していただくことは可能でしょうか。	提案段階においては、各業務区分の見積上限額を超えることはできません。 ただし、年度実施協定および年度実施計画の策定時に、本市と協議のうえ、金額を調整することは可能です。
3	7	2	3	(1)			参加資格要件として(ア)～(カ)が設定されておりますが、構成企業のすべてが資格を満たしている必要がございますでしょうか。特に(カ)については、維持管理を担う企業以外の参加が出来なくなる恐れがあります為、構成企業のうちいずれかの企業が満たしていれば可として頂きたく存じます。	参加資格要件（カ）については、構成企業のすべてが満たす必要はなく、維持管理業務を担う企業が満たしていれば足りるものとします。 なお、参加資格要件（ア）から（オ）および（キ）については、すべての構成企業が要件を満たす必要があります。
4	7	2	3	(1)	カ		参画する全ての企業が下水道処理施設維持管理業者登録既定による登録をしていなければならないでしょうか。	質問回答No.3をご参照ください。
5	8	2	3	(5)			配置技術者は営業所技術者等が兼務できますか	募集要項等のほか、建設業法の規定に従い、技術者を配置してください。
6	8	2	3	(5)			コリンズ登録は必要でしょうか	SPCが発注する業務については、コリンズへの登録をお願いします。
7	8	2	3	(5)			SPCでの受注実績は、公共工事の実績として使用できますか	ご理解のとおりです。
8	8	2	3	(3)			本業務に必要な有資格者についてお尋ねします。その資格が必要な業務を行うときに有資格者が担当するという理解でよろしいですか。つまり、常時の配置は不要で、支店や他処理場の従事者と兼務することは可能と解釈してよろしいですか。（例：電気主任技術者）	ご理解のとおりです。 ただし、法令等を遵守し、常駐が必要な有資格者については、適切に配置してください。
9	9	2	3	(7)			コンサルタント業務の配置予定技術者要件における業務完了実績について、同種業務又は処理場施設の実施設計又は管渠実施設計としていただけないでしょうか。	より多くの事業者に参加機会を確保し、競争性を高めるため、業務完了実績として「下水道事業計画、ストックマネジメント実施計画、管渠実施設計又は処理場実施設計」を認めます。

「募集要項」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
10	9	2	3	(7)			本事業の対象となるコンサルタント業務について、業務の種別が複数存在する為、各個別業務ごとに技術者（管理、照査、担当）を選任する認識でよろしかったでしょうか。また、各個別業務によっては作業開始時期が数年先の業務も存在する為、公募段階では暫定配置とし、各業務実施年度の開始時点で改めて技術者（要件を満たす技術者）の選任を行うよう希望いたします。	ご理解のとおりです。 応札段階では暫定的な配置とし、各業務の実施時に、改めて要件を満たす技術者を選任してください。
11	15	2	4	(6)			競争的対話についてお尋ねします。 ・P10表3より、12/11(金)に回答公表とあります。内閣府ガイドラインに照らすと競争的対話の内容は非公開が原則と思料しますが、どのような公表を想定されていますか。 ・上記に関連して、対話当日は、当社からの質問を受け付けるのみで、回答は12/11(金)まで待つ必要があるのでしょうか。競争的対話の主旨から鑑みて、当日のうちに回答をいただけるものはいただきたく希望します。 ・ご提案ですが、事前に競争的対話の質問を提出させていただき、当日、貴市から回答をいただき、その内容を協議するという進め方はいかがでしょうか。また、公表に関しては、当社の競争性を確保する提案内容についての公表は、優先交渉権獲得後としていただき、公告資料の変更を伴う場合のみを公表の対象とされてはいかがでしょうか。あるいは応募者が公表を希望しない質問を指定し、その質問に対する回答は非公開でその応募者のみに回答する方式をご検討いただけませんでしょうか。 ・ただしその場合も、12/11(金)では遅すぎるので、スケジュールの見直しも併せてご検討いただくことを希望します。	・競争的対話の結果（質疑応答等）は、代表企業に電子メールで通知します。対話結果は、原則として非公表とします。ただし、本市が公平性、透明性及び競争性の確保の観点から公表が必要と判断した内容については、あらかじめ各応募者に承諾を得たうえで、内容を公表いたします。 ・競争的対話における質問は、事前に提出してください。質問は、回答を希望する順番に並べていただき、その場で順に対話します。その場で対話できなかった質問については、後日、12月11日（金）に回答します。 ・いただいたご提案については、ご意見として承ります。競争的対話の進め方等の詳細については、集合時間および集合場所を案内する際に、併せて通知します。
12	20	3	8	(1)			事業者に求める保険条件について、10年間と長期の事業であるものの、1件あたりの工事や業務委託の規模は過年度から大きく変わるものではないため、現在の貴市発注における工事、業務委託において、受託者に求める保険と同程度の内容としていただけますでしょうか。	可能とします。 本市が発注する工事および業務委託において受託者に求める保険と同程度の内容の保険に、事業者が加入してください。
13	20	3	8			保険	募集要項では填補限度額及び免責額が記載されていますが、契約書案では提案書を踏まえて調整するとなっています。これは提案内容を基に優先交渉権者が貴市と協議の上、保険内容（限度額、免責額）を取り決めるという趣旨でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	20	3	8			保険	募集要項 第3の8におきましては、事業者に対し、本業務の履行に伴う事故や第三者等への損害賠償に備えた賠償責任保険への加入が規定されております。 本事業におきましては、事業者から各構成員や協力会社等に対して、役割に応じた業務委託および工事の発注（再委託・下請け）を行うスキームを想定しております。 つきましては、事業者自身が直接一括して全業務を対象とする賠償責任保険に加入する代わりに、再委託または請け負わせる各業務に関して、当該業務を実際に受託・請負する委託先または請負先（構成員等）がそれぞれの担当業務範囲に応じた賠償責任保険に加入し、その保険証券の写し等を提出することをもって、第3の8に規定する保険の加入条件を満たす（あるいは代える）ものとすることは可能でしょうか。	可能とします。

「募集要項」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
15	23	4	2	(1)	ア		資料閲覧や現場確認をさせていただきました中で、記載されている「現有処理能力の10,800m^3/日」は実際の能力より高いと考えられますが、期間中に増設工事はあるのでしょうか。またその場合のスケジュールをご教授願います。	南部浄化センターは、令和13年度に5池目、令和15年度に6池目の供用開始を予定しています。
16	28	6	1	(3)		損害賠償	事業者は貴市に生じた損害を賠償しなければならない旨の記載がございますが、損害賠償額には一定の上限が設定されるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第77条をご参照ください。
17	28	6	2	(2)		損害賠償	貴市が事業者に生じた損害を賠償しなければならない旨の記載がございますが、損害賠償額には一定の上限が設定されるという理解でよろしいでしょうか。	質問回答No.16をご参照ください。
18	29	8	3	(1)			貴市は「提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする」とありますが、提案内容の多くは、応募者の営業機密が含まれるものです。使用にあたっては、事前に貴市から申し入れがあり、使用の範囲について協議できるものと考えていますが、その理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
19	30	8	8				汚泥・しさ搬出、運搬・処分は、令和11年10月以降はSPCと汚泥処理業者との契約になるとのことですが、汚泥処分業務委託費用は予定価格から変更は生じないでしょうか。また、物価変動等で変更が生じる場合にはどのようになるのでしょうか。	事業契約書（案）別紙7をご参照ください。
20	30	8	8			汚泥・し渣搬出、運搬・処分	本件について貴市と汚泥処理業者との契約をSPCが承継する。さらに次期契約は新たに契約締結・履行の義務を負うものとすると記載がございますが、本業務に係る費用は、原則としてSPCの負担となるという認識でよろしいでしょうか。また将来契約への値上げや業務量の変更などの契約内容変更について、貴市の見解をご教示ください。	ご理解のとおりです。 値上げ等による契約内容の変更については、事業契約書（案）別紙7をご参照ください。
21	30	8	8				本市が別途締結する汚泥処理業者との契約を、SPCが承継するものとする。とありますが、既存契約と同一業者との契約が必須なんでしょうか。別業者との契約でも良いのでしょうか	処理場施設から発生する脱水汚泥は、募集要項のとおり、原則、承継してください。
22	参考資料					参考資料	要求水準書の参考資料6、7、8、9におきましては、「事業者は同様以上の水準を保持して業務にあたらなければいけない」旨の記載がございますが、その他の業務につきましては、法令遵守の上で、事業者の創意工夫による効率化を図りながら効果的な業務運営を目指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	参考資料	6	6.3				警備会社が受託する業務の種類の火災監視サービスの記載について、南部浄化センター汚泥棟はどの施設を指しているのでしょうか。	「汚泥棟」は誤記で、正しくは「し尿受入施設」です。

「要求水準書」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
1	2	1	1	5		業務範囲	相野山浄化センターは令和13年度（第1期事業期間内）に公共下水道へ統合される予定と認識しております。つきましては、統合完了後における当該施設の維持管理業務について、貴市が想定されている管理の程度をご教示ください。 具体的には、旧南ヶ丘処理場と同程度の定期的な施設保守・巡回点検等が必要となるのか、あるいは旧団地浄化槽と同様に敷地内の除草・草刈り等の軽微な管理のみでよいのか、業務範囲の考え方をお示しいただけますでしょうか。	市と協議の上、決定します。
2	4	1	1	6	(4)	有資格者	本業務に必要な有資格者についてお尋ねします。その資格が必要な業務を行うときに有資格者が担当するという理解でよろしいですか。つまり、常時の配置は不要で、支店や他処理場の従事者と兼務することは可能と解釈してよろしいですか。	募集要項 質問回答No.8をご参照ください。
3	5	1	6	7		ア	非常通報30分以内に実施する内容は、従事者の配置までで、応急措置以降は含まれないとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
4	5	1	1	6	(9)		要求水準書「1-1-6(9)」に記載された資機材・物品等の区分についてお伺いいたします。 脱水機ろ布をはじめ、設備の適正な機能維持や突発的な不具合に備えてあらかじめ保持しておく予備品・交換部材につきましては、本事業における「消耗品」と「備品」のいずれに分類されるか、判断基準および考え方をご教示いただけますでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々の状況を勘案しての協議となります。
5	5	1	1	6	(9)		要求水準書「1-1-6(9)」に規定された消耗品の費用負担区分についてお伺いいたします。 業務履行に伴い調達する消耗品のうち、購入金額（購入単価または1回あたりの購入費用）が3万円以上の物品につきましては、貴市の費用負担（または貴市による購入）となる理解でよろしいでしょうか。該当する場合の費用負担基準および事前手続きについてご教示ください。	ご質問にあるような場合については、その時々の状況を勘案しての協議となります。
6	5	1	1	6	(9)		要求水準書「1-1-6(9)」に規定された備品調達における費用負担の基準についてお伺いいたします。 事業実施にあたり調達・更新が必要となる備品のうち、取得金額（購入単価または1件あたりの費用）が80万円以上の物品につきましては、貴市の費用負担（または貴市による調達）となる理解でよろしいでしょうか。該当する場合の費用負担基準および事前手続きについてご教示ください。	ご質問にあるような場合については、その時々の状況を勘案しての協議となります。
7	6	1	1	6	(9)	消耗品の交換調達	消耗品の交換調達について、1つの金額が3万円以上のものは除くとありますが、この金額は税込みでしょうか、税抜きでしょうか。	税込みです。
8	6	1	1	6	(9)	備品の調達	備品の交換調達について、1つの金額が80万円以上のものは除くとありますが、この金額は税込みでしょうか、税抜きでしょうか。	税込みです。
9	6	1	1	6	(9)		1つの金額が記載の金額を上回る場合は、どのうような対応になるのでしょうか。	ご質問にあるような場合については、その時々の状況を勘案しての協議となります。

「要求水準書」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
10	6	1	1	6	(9)	備品の調達	除外となる金額80万円は、新規購入金額か残存価格のどちらですか。	ご質問にあるような場合については、その時々の状況を勘案しての協議となります。
11	7	2	2	1	(2)		・事業実施計画書について、事業者も紙での保管が必要でしょうか。最近では、電子データで資料を保管、共有することが多く、また、民間でやり取りする際にも、紙を用いることはほぼなくなっております。 ・事業実施計画書に限らず、本業務では、貴市と事業者間で多くの資料を共有することになります。電子データによる共有をメインに考えてよろしいでしょうか。貴市のDX推進の取組と合致するものと考えております。	可能とします。
12	7	2	2	1	(1)	イ	実施体制等、従事者・技術者等はSPCの体制との理解でよろしいでしょうか。各種業務や工事等の具体的な担当者を確定することができません。事業実施計画書に記載する技術者は、個人名の記載を求めるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	7	2	2	1~5		実施計画書の要求水準	5箇年事業実施計画及び5箇年修繕計画（第Ⅰ期、第Ⅱ期）は、それぞれR9.7~R14.6の5年間及びR14.7～R19.6との認識ですが、年間事業実施計画書及び年間修繕計画書における初年度はR9.7~R10.3の9ヶ月間との認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	7	2	2	6		実施計画書の要求水準	緊急時対応計画書については、初年度は年度はR9.7~R10.3の9ヶ月間との認識で良いでしょうか。	質問回答No.13をご参照ください。
15	8	2	2	4			5箇年修繕計画書のもととなる上位計画等はあるのでしょうか？	維持管理計画（処理場施設等）を対象としてください。
16	8	2	4	(1)	ア		定期修繕とはストックマネジメントの点検調査計画に示される分解調査と同一でしょうか？	ご理解のとおりです。
17	8	2	5				年間修繕計画書のもととなる上位計画等はあるのでしょうか？	質問回答No.15をご参照ください。
18	8	2	4 5				5箇年、年間修繕計画書の対象に管路施設は含まれないとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
19	17	3	6	8	(2)	ア	地域住民に対する広報活動とは、具体的にどのような取り組みを期待されているかご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
20	17	3	6	9		ア	文中の（なお、下水道法第21条および～）とは、「募集要項（参考資料）_参考資料10」における、どの項目になるのでしょうか。	水質検査は原則事業者での実施となります。要求水準書については修正します。

「要求水準書」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
21	17	3	6	9		イ～エ	イ～エの項目については計量証明が必要ないという認識でおりますが、間違いないでしょうか。	計量証明は不要です。
22	17	3	6	9	ア		本市が行う下水道法水質法定検査について、どのような工程で実施される予定でしょうか。	質問回答No.20をご参照ください。
23	18	3	6	12	(3)	エ	その他業務において、槽内清掃立会いと記載がありますが、受託事業者は立会いのみで、受入槽と沈砂槽の清掃業務は貴市が行う（発注する）という認識でよろしいでしょうか。	受入槽・沈査槽の清掃及び汚泥の搬出、運搬・処分は本事業に含みます。
24	21	3	7	2	(6)	修繕	左記の項目に関して、3団地浄化槽全てにおいての質問となりますが、年間の修繕費55万円以上を上限とするとありますが、超過した場合や上限額に満たなかった場合は精算対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	24	3	8	2	(1)	イ	想定数量から変動した場合の取り扱いは事業費に関わるため、契約前に考え方について協議をお願いいたします。	事業契約書（案）別紙7をご参照ください。
26	26	3	8	3	(1)	ア	腐食するおそれの大きい箇所は、これまで市が実施されていた箇所でよろしいか、新たに選定するのかどちらでしょうか。新たに選定する場合は、選定に要する費用について計上いただけるとの認識でよろしいですか。	事業計画に位置付けられている腐食するおそれの大きい箇所を対象にしてください。
27	27	3	8	3	(4)	表3-13	清掃路線はどのように決定するお考えでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
28	29	3	8	4		表3-16	設計済路線の工法別（布設替え、更生工法）延長、内径、スパン数を教示いただけますか。また、マンホール蓋、取付管等の改築が含まれておりましたら合わせて教示ください。	事業契約後に設計図書を貸与いたします。 なお、マンホール蓋、取付管等の改築は含まれております。
29	29	3	8	4	(1)		「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2026版-」が先日発刊されました。『（事務連絡）「下水道管きょの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」の留意事項』の記載通り、現場硬化管の適用は令和12年度からで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	31 32	3	10	1 2		表3-18 3-10-2イ	現場検査回数が5,500件程度と20回/年程度では差異があると思いますが、どちらが正しいでしょうか。	実績より、年間550件の現場検査を年20日程度で実施する想定です。
31	33	4	4	2	(2)	イ	管理技術者に求める資格は、「技術士（総合技術監理部門（下水道）【または】上下水道部門（下水道）」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「要求水準書」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
32	43	4	4	4	(1)	表4-6	ストックマネジメント計画策定(管路修繕改築計画)の数量が、1回目4,300m程度、2回目15,200m程度と記されています(合計で19,500m程度)が、別紙12の計画的維持管理のTVカメラ調査延長は13,200mであり、数量が一致していません。ストックマネジメント計画策定の対象管きょは計画的維持管理の予定延長以外にもあると考えてよいでしょうか？	ご理解のとおりです。 事業終了後の予定分を含んでいます。
33	43	4	4	4	(1)	表4-6	計画対象路線は事業者が選定することでよろしいですか。	ご理解のとおりです。 既存のストックマネジメント計画および維持管理記録等を参考に選定してください。
34	43	4	4	4	(2)	④	対策範囲の検討において、「取付管」は計画的維持管理(カメラ調査)を行わないため修繕改築計画の対象とはならないと思われます。削除をお願いします。	カメラ調査の範囲に含まないが、維持管理の対象となるため、必要に応じて修繕改築計画に位置付けてください。
35	43	4	4	4	(2)	④	対策範囲の検討において、「ます」は該当施設がないと思われます。削除をお願いします。	認めます。
36	43	4	4	4	(2)	⑦	改築施工時期は市との協議により任意に決定できるとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。 既存のストックマネジメント計画および維持管理記録等を参考に検討してください。
37	44	4	4	5	(1)		表4-8は、総数量11,400m程度を事業期間内に4回に分けて実施するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	44	4	4	5	(1)		表3－16では改築工事延長は3,300m、表4-8は、改築実施設計は11,400m程度とされていますが、差分の延長は事業終了後の工事分ということでしょうか。あるいはどちらかの数量に誤りがあるでしょうか。	事業終了後の工事分を含んでいます。
39	47	4	4	5	(4)	⑦	補助と単独分けをする場合、その検討に用いる枝線の流量計算書は別途提供いただけるのでしょうか？	提供可能な資料はありません。 なお、流量の検討については、事業者の提案に委ねます。
40	47	4	4	5	(4)		設計対象施設のダウンサイジングを含めた最適な施設規模を検討する際に用いる枝線の流量計算書は別途提供頂けるのでしょうか？	質問回答No.39をご参照ください。
41	48	4	4	6	(2)		維持管理計画策定の対象は管路施設のみで処理場施設等は含まないとの理解でよろしいでしょうか？処理場施設等も策定する場合には、ストックマネジメント実施方針策定(処理場施設等)のリスク評価及び点検・調査計画策定との成果物の位置付け及び役割分担についてご教示ください。	処理場施設等も含みます。 維持管理計画策定(処理場施設等)は、ストックマネジメント実施方針策定(処理場施設等)のリスク評価及び点検・調査計画を踏まえ、修繕に関する計画を立案するものになります。
42	48	4	4	6	(2)	①d	機能停止時の影響予測資料、影響度に関する資料について、市において把握もしくは想定されている資料がありましたら教示ください。	現時点ではありません。

「要求水準書」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
43	51	5	5	1	(2)		副統括責任者は、個別業務の統括責任者補佐や責任者の兼務は可能という理解でよろしいですか。副統括責任者としての職務に影響がない範囲での兼務を想定しています。	原則として、兼務は認めません。
44	52	5	5	2	(3)	ア	「事業者は、本市が指示する範囲において積算を行う」とのことですが、どのような範囲を想定されているか教えてください。	本事業内で実施する改築工事を対象としています。
45	52	5	5	2	(3)	イ④	積算システムへに積算データ入力にあたって、積算作業場所の指定はありますでしょうか。	ありません。
46	52	5	5	2	(3)	イ④	使用する積算システムは、貴市の積算システムを使用する想定でしょうか。あるいは、汎用の積算ソフトを使用する想定でしょうか。 汎用の積算システムを使用する場合、メーカー（ソフト）の指定はありますでしょうか。	使用する積算システムは、事業者の提案に委ねます。
47	52	5	5	2	(3)	イ④	貴市の積算システムを使用する場合、貴市庁舎内での作業となるとの認識でよろしいでしょうか。その場合、PC及び作業場所（席等）をご提供いただける想定でよろしいでしょうか。	質問回答No.46をご参照ください。
48	54	5	5	2	(4)	カ①	事業者が実施する検査における検査員は、事業者が任意に選定できるとの認識でよろしいですか。	愛知県建設局における土木工事監督要領、土木工事現場必携等に基づき、適切な検査員を選任して下さい。
49	54	5	5	2	(4)	カ⑤	ここで示される「日進市検査要領」は工事監督業務への適用のほか、モニタリング基本計画によるとコンサルタント業務のセルフモニタリングにも適用されるとの記載があります。提案書作成の参考としたいため提供をお願いします。	モニタリング基本計画 質問回答No.8をご参照ください。
50	54	5	5	2	(4)	キ①	統括管理業務の中の（4）工事監督業務の中の「下水道台帳入力用データ等の整理」はGISシステムに登録するためのCSVデータの作成（更新）で良いでしょうか、指定の様式はありますか？	ご理解のとおりです。 データの様式は、本市が使用する統合型 GISの下水道台帳に反映可能な様式とします。
51	57	6					既存施設等には管路施設は含まれないとの認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

「要求水準書」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
52	57	6	6	1			要求水準書「6-1. 事業開始に伴う既存施設等の確認」におきましては、「本市及び事業者は、最低年に1回及び事業契約期間終了時に双方で協議の上、施設機能の確認を行う」と規定されております 。 一般的に施設機能の確認は、事業開始時（既存施設の引継時）および事業契約期間終了時における施設の健全性評価・現状把握を主目的として実施されますが、本事業の期間中に「最低年に1回」実施することとされている具体的な意図および目的についてご教示いただけますでしょうか。 また、毎年の実施に伴う過度な業務負荷や費用負担を回避する観点から、年1回の確認内容につきましては、事業開始時や終了時のような全対象施設に及ぶ全般的な機能評価とは異なり、市と事業者の協議により「特に機能確認が必要と認めた特定の施設・設備箇所」に限定して実施する運用として差し支えないか、見解をご教示いただけますようお願い申し上げます。	目的は、既存施設の健全性を確認するためです。 実施頻度については、本事業の状況および健全性を勘案して、協議により調整可能です。 確認内容については、市と協議の上、決定します。
53	57	6	6	1	(2)		「別途示す各個別表記載の設備機器及び装置」は具体的にどの表のことでしょうか。	別途ご提供します。
54	57	6	6	1	(5)		既存施設等の重大な不適合とは、6-1(3)アに記載されている「既存施設等の健全性（本業務を実施する上で、既存施設等が通常の施設運営を行うことができる機能・性能等を有し、著しい損傷がない状態であること。）」がない状態と理解すればよいでしょうか。また、この理解が正しい場合、いつ機能停止してもおかしくない状態（健全度2相当）を、健全性がない状態と判断することを想定されているかも教えてください。	ご質問にあるような場合については、その時々の状況を勘案しての協議となります。
55	58	6	6	2	(4)		適切に維持管理していても、回避することができない劣化を考慮し、「ただし、経年劣化は契約不適合に含まない」等の内容を追記してください。	認めます。
56	58	6	6	2	(4)		貴市の予算都合等により事業者が申し出た修繕のすべてを実施できなかった場合等、事業者の帰責事由ではない場合の健全性の確保未達は、契約不適合に含まないこととしてください。	ご質問にあるような場合については、その時々の状況を勘案しての協議となります。
57	64	10	3			災害・事故等の緊急事態への対応	災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、本市及び事業者が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、事業契約書に示すが、具体的な本市及び事業者の負担については、事業者が提出する緊急時対応計画書を基に、本市と事業者が協議により定めるものとする。」とありますが、要求水準で定められている危機管理の範囲は、あくまで10-3-1のみという認識でおります。 それ以外の事象については市側の費用負担で、市の要請により事業者が動くとの理解ですが、競争的対話で最終的な確認を行う考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	66	11					対象施設に管路施設は含まれないとの認識でよろしいですか。	管路施設も含みます。

「要求水準書」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
59	別紙5-1	1					フローからどのタイミングで是正が完了と判断されるかが読めませんでした。どのような場合に是正措置完了とされるかご教示ください。	改善措置の実施、状況の報告と併せて、完了の報告を行い、完了の承諾を得てください。
60	別紙5-2	1					サービス対価の減額とありますが、減額の対象となるサービス対価は、要求水準未達と判定された業務のみのサービス対価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	別紙5-3	2					フローからどのタイミングで是正が完了と判断されるかが読めませんでした。どのような場合に是正措置完了とされるかご教示ください。	改善措置の実施、状況の報告と併せて、完了の報告を行い、完了の承諾を得てください。
62	別紙5-4	2			(3)		サービス対価の減額とありますが、減額の対象となるサービス対価は、要求水準未達と判定された業務のみのサービス対価との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	別紙13-4				(5)	エ※1	「1工事において、管径毎10スパンに1回は試験を行うこと」とありますが「1工事」とは、各年度実施協定に基づき単年度ごとに発注・施工される改築工事（単年度対象改築工事）を一単位として扱う認識でよろしいでしょうか。	発注工事単位です。 年度内に複数の工事を発注する場合は、発注された分を工事単位とします。

「事業者選定基準」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
1	3	2	3	(1)			事業者選定基準について、「基礎審査項目について、全てが適格と確認された応募者は、定量化審査の対象とし、1項目でも満たさないことが判明した場合は失格とする」旨の記載がございます。 ここで言及されている「1項目」とは、具体的に何を示しておりますでしょうか。	「1項目」とは、表1に記載された箇条書き2項目を指します。
2	6	3	1	(2)		表3	(6)人材育成で、市職員の技術力向上及び技術継承の施策とは、具体的にどのようなことでしょうか？	事業者からの提案に期待するものであり、本市の想定等は申し上げられません。
3	7	3	1	(2)		表4	「3.(1)」に「管路内詳細調査を実施する優先力所のスクリーニング方法」とありますが、スクリーニング調査は要求水準に位置づけられておりません。スクリーニング調査は別途委託される想定でしょうか。	スクリーニング調査は本事業に含まれる業務とし、その方法は事業者が自由に設定してください。 ただし、スクリーニング調査の方法については、事業者からの提案を期待するものであり、本市の具体的な想定についてはお答えできません。
4	8	3	1	(2)		表5	「6.その他」に「本市の課題に対する提案や仕様書以外で取り入れたい独自提案を求める。」とありますが、貴市による実施可否判断はどのタイミングでご提示いただけるしょうか。また、費用負担については詳細を協議する段階で、貴市と事業者の協議により決定するご想定でしょうか。	実施の可否および費用負担については、事業契約締結前に、本市と事業者が協議のうえ決定します。

「モニタリング基本計画」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
1	1	1	1	2	1		セルフモニタリング実施計画書の提出期日、事業開始予定日の90日前までとのことですので、事業契約締結前に提出する想定でしょうか。あるいは事業契約締結後速やかに、でしょうか。	セルフモニタリング実施計画書は、事業契約締結後、速やかに提出してください。
2	2	1	1	3			貴市による第三者モニタリングは客観的・中立的なモニタリングとのことですが、どのような体制を想定されているかご教示ください。貴市職員が委員の場合は、当該委員は中立的な立場をとることは難しいと思慮します。外部有識者等、中立的なご判断が可能な人選を希望いたします。	第三者モニタリングについては、外部有識者等による中立的な立場での実施体制を想定しています。
3	2	1	1	3			第三者モニタリングは必要性に応じて実施とのことですので、年1回など定期的な開催は想定しないことでよろしいでしょうか。	第三者モニタリングは、年1回以上の開催を想定しております。
4	4	1	1	7		モニタリング結果の公表	「本市は、本市によるモニタリングの結果については、必要に応じて本市のホームページにおいて公表する。」とありますが、公表されている要求水準書に対する結果のほか、非公開の事業者提案内容まで公開されることになるのでしょうか。	原則として、事業の実施状況を公表します。公表内容については、事前に事業者へ確認したうえで公表します。
5	6	2	2	2	1		セルフモニタリング結果の報告様式について、事業者の業務効率化および経費削減の観点から、指定様式がない場合等は既存の月報やシステム出力データに統合する形など、独自フォーマットでの報告をご提案し、採用いただくことは可能でしょうか。	市と協議の上、決定します。
6	7	2	2	2	3	(2)	モニタリング基本計画（案） 2.2.3(2)「修繕及び汚水管路改築工事の現地における確認」につきまして「復旧にかかる費用は、事業者の負担」とありますが、検査の結果、水準を満たしており事業者に瑕疵がなかった場合においても事業者の負担となるのでしょうか	品質確保を目的とした検査のため、復旧に係る費用は事業者の負担とします。
7	11	2	2	3	1	維持管理のモニタリング	「モニタリング方法についての詳細は、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。」とあるが、事業契約書(案)では、モニタリング実施計画書の作成提出は事業開始予定日の90日前との記載がある。 齟齬があり、何が正しいのか。表2.2.1の注釈の通り、事業契約書(案)に従うのか。	質問回答No.1をご参照ください。
8	19	2	2	3	2	(1)	「日進市検査要領」の開示または提供をお願いします。	「日進市検査要領」は、閲覧機会を設ける。 なお、閲覧期間および閲覧場所以下とおりとする。 閲覧期間: 令和8年10月5日(月) 午前9時～10月30日(金) 午後4時まで 閲覧場所: 日進市役所 北庁舎 建設部 下水道課 留意事項: 資料閲覧の際に、質疑応答の機会は設けない。 閲覧は「募集要項等に関する質問」を提出した応募者に限る。

「様式集」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
1	2	2	4				本様式はチェックリストが極めて多岐にわたり、指定された技術提案書の枚数制限内に収めることが不可能であり、また、事業者選定基準に規定のない項目についても記載が求められており、それをどの様式に書いたら良いかが不明な状況です。 本プロポーザルにおきましては、様式Ⅳ-4（宣誓書）をご提出することで、貴市が定める要求水準を確実に満たすことを確約するスキームとなっているかと存じます。要求水準の遵守が同宣誓書によって担保されていることを踏まえますと、改めて全項目の詳細なチェックリストを作成・提出することは重複手続きとなり、応募事業者にとって過大な負担となっております。 技術提案書の本来の趣旨は、要求水準を単に満たすことの確認作業ではなく、それを上回る「独自の付加価値」や「貴市の課題に対する解決策」を提示し、競うことにあると思料いたします。 つきましては、各応募事業者がより質の高い技術提案に最大限注力できるよう、様式Ⅳ-5の提出を廃止し、様式Ⅳ-4（宣誓書）をもって要求水準の遵守確認に代える運用への見直しを強くご要望いたします。また、今後の競争的対話にて協議をお願いいたします。	様式Ⅳ-5要求水準書チェックリストは、要求水準書の内容を理解しているかを確認するためのものです。 要求水準書を上回る提案も重要ですが、要求水準書の内容を理解したうえで、事業者のノウハウを提案に反映することも重要な要素であると考えております。 様式Ⅳ-5の提出をお願いします。
2	4	3	1	(2)		※1	該当箇所に「正本及び副本を作成し」との記載がございますが、「正本（1部）のみを書面（紙媒体）で提出し、副本については書面での提出を要しない（またはCD-R等の電子データ提出のみで代用する）」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5	3	2	(1)	コ		技術提案書の製本に際しては、様式別にインデックスをはさむ等の措置は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	3	2	(1)	キ		明瞭な提案書とするため、タイトルや強調したい箇所などについて、適宜、MS明朝以外のフォントを使わせていただけますでしょうか。華美にならないよう配慮しつつ、ご評価いただきやすい内容に仕上げたく考えています。	可能とします。
5	6	3	2	(3)			技術提案書の各様式は、任意に枠を広げてよろしいでしょうか。当然ですが、上下左右に20mm程度の余白を設け、紙をめくっても通読できる状態を確保するように配慮します。	可能とします。
6	6	3	2	(3)	ウ		チューブファイルとはコクヨ社の商品名ですが、いわゆるパイプ式ファイルという理解でよろしいですか。 提出枚数のわりに、パイプファイルでは枚数が過度なように感じますが、リングファイルの使用も差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。製本に当たっては、再利用に適さない素材でなければ、ファイルの種類は問いません。
7	6	3	2	(3)	オ		企業名を特定しない表現について、対象となるのは代表企業と構成員でよろしいでしょうか。協力企業を含む再委託先の記載は可能でしょうか。	公平性および透明性を確保するため、協力企業を含め、企業名を特定できない表現としてください。
8	様式Ⅱ-6						コンサルタント業務における企業実績については、募集要項記載の同種業務（下水道事業計画かつストックマネジメント実施計画）を記載する事でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

「様式集」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
9	様式Ⅱ-7						コンサルタント業務における配置技術者の記載について、各個別業務ごとに配置技術者を選任する場合、資料作成方法についてご教示ください。	各個別業務ごとの配置技術者を記載する必要はありません。募集要項の規定に従って配置技術者を記載して下さい。 なお、各個別業務を実施する際には、適切に技術者を配置して下さい。
10	様式Ⅱ-7						「手持ちが想定される同種業務・類似業務」とは、資格審査書類提出時点での手持ち業務のうち、本事業開始時点（令和9年7月1日）で納期を迎えていない業務との認識でよろしかったでしょうか。 特にコンサルタント業務については業務ごとに開始年度が異なる為、いつ時点での手持ち業務を想定されているかご教示ください。	ご理解のとおりです。 手持ち業務の基準は、令和9年7月1日時点で納期を迎えていない業務です。
11	様式Ⅱ-7						コンサルタント業務における配置技術者の同種業務については、募集要項記載の同種業務（下水道事業計画かつストックマネジメント実施計画）を記載する事でよろしかったでしょうか。また、類似業務とはどういった業務を想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。 類似業務は、官民連携業務を想定しています。
12	様式Ⅱ-2						文章の冒頭に「令和9年」との記載がございますが、本公募のスケジュールに鑑み、こちらは「令和8年」の誤記（令和8年と読み替えて作成してよい）という認識で相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 令和8年度が正しい表記です。
13	様式Ⅱ-7						本様式において記載が求められている「統括責任者」とは、要求水準書等で規定されている「統括管理業務」の責任者（本事業全体を統括する実務責任者）を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	様式Ⅱ-7						維持管理業務に関する配置予定者の調書について、本事業には大きく分けて「処理場業務」と「管路業務」が含まれますが、これらの配置予定者名簿は、両業務分をまとめて同一の様式に記載して提出してよいという理解でよろしいでしょうか。	「処理場業務」と「管路業務」を担当する企業が同一の場合は、1枚にまとめて提出してください。 担当する企業が異なる場合は、企業ごとに提出してください。
15	様式Ⅳ-1						要項等に記載されております「応募時」とは、具体的に「技術提案書を提出する時（提出締切日時）」を指していると認識しております。また、そのタイミングにおいて、様式Ⅳ-1から様式Ⅳ-5までのすべての提案関連様式を、一括して提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、様式Ⅳ-3については、募集要項15ページに記載のとおり、技術提案書を提出前に提出してください。
16	様式Ⅳ-3						競争的対話の参加人数について、10人が上限とされていますが、緩和していただけないでしょうか。	会議室の都合によりますが、参加人数の上限は20名とします。
17	様式Ⅳ-3(別紙)						競争的対話について、対面での参加以外にWeb参加は可能でしょうか。	特別な事情があり、本市が認めた場合は、事業者においてWeb会議に必要な機器をご用意いただくことを条件に、Webでの参加を可能とします。 なお、Web会議の参加者は、構成企業の社員に限ります。 また、競争的対話の開始前に、Webカメラ等を用いて本人確認を行います。 会議室の都合により、当日は音声のみでの参加となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「基本協定書（案）」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
1	2	第3条	1				基本協定書（案）第3条1項：「会計監査人を証するもの」との記載がありますが、1項の（1）から（9）の要件によると会計監査人の設置は義務ではないと思われます。	原案のとおりとします。
2	7	第12条					基本協定書（案）7ページ第12節において、「乙に対して当該導入技術の利用にかかわる対価」等の記載がございますが、本条項が対象とする「導入技術」の取り扱いについて確認させてください。 本事業の契約主体である「乙（SPC）」自体は事業目的会社であり、実際に現場へ導入される技術の多くは、各構成員が従前から独自に保有している特許やノウハウ等を、SPCに対して提供（有償での利用許諾等）するものとなります。 本条項の規定が、事業終了時等において、構成員の重要な財産である独自技術を、貴市や次期受託者に対して無条件あるいは無償で引き継ぎ、継続使用させることを義務付ける趣旨である場合、知的財産権の保護の観点から実務上お引き受けすることが困難となります。 つきましては、構成員が独自に保有する既存の技術やシステム等については、本条項に基づく無条件での引き継ぎ・提供の対象外とする（引き継ぎを拒否できる、または継続使用を希望する場合は別途協議の上で有償契約とする）という理解でよろしいでしょうか。 構成員の財産権の取り扱いと適正な引き継ぎルールの詳細につきましては、今後の競争的対話にて協議をお願いいたします。	原案のとおりとします。第12条に規定しているとおり、乙の構成員が導入した技術のうち、甲が指定したものは、本施設の運営のために事業期間終了後もその利用の許諾をしていただく必要があります。期限や対価を有償とするか無償とするか等、第12条に定められている事項以外の利用にあたっての条件は、合理的な範囲で協議いたします。
3	8	第12条					事業終了後の継続利用については、技術提供企業と市の協議により合意を得た場合としてください。	No.2の回答をご参照ください。
4	8	第12条					事業終了後の費用については、技術提供企業と市の協議により決定することとしてください。SPC及び同グループ内企業の負担軽減を目的に、低額又は無償で技術導入することを妨げる要因となります。	No.2の回答をご参照ください。

「事業契約書（案）」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
1	3	1		第8条	2		事業契約書（案）第8条第1項第5号におきましては、事業者による履行保証保険契約の締結による契約の保証が規定されております。 本事業におきましては、事業者から各構成員や協力会社等に対して、役割に応じた業務委託および工事の発注（再委託・下請け）を行うスキームを想定しております。 つきましては、事業者自身が直接一括して全業務に関する履行保証保険契約を締結する代わりに、再委託または請け負わせる各業務に関して、当該業務を実際に受託・請負する委託先または請負先（構成員等）がそれぞれの担当業務範囲に応じた履行保証保険（または履行保証）に加入し、その保証証券等を提出することをもって、第8条第1項第5号に規定する契約の保証に代える（あるいは充当する）ことは可能でしょうか。	募集要項　質問回答No.14をご参照ください。
2	5	2	1	第13条			5箇年修繕計画書のもととなる上位計画等はあるのでしょうか？	要求水準書　質問回答No.15をご参照ください。
3	6	2	1	第14条			年間修繕計画書のもととなる上位計画等はあるのでしょうか？	要求水準書　質問回答No.15をご参照ください。
4	6	2	2	第17条	1		セルフモニタリング実施計画書は事業開始予定日の90日前までに提出とのことですので、令和9年4月2日までに提出を求められていますが、事業契約締結前に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	セルフモニタリング実施計画書は、事業契約締結後、速やかに提出してください。
5	7	2	2	第18条	3		汚泥・し渣搬出、運搬・処分にかかる業務の契約の市の地位の承継は、事業開始予定日ではなく令和11年10月1日ではないでしょうか。	契約の承継は事業開始予定日に行います。
6	7	2	1	第18条	1		事業契約書（案）第18条1項、定義（29）第32条:定義（29）に構成員外委託禁止業務の定義があります。これらの業務は、構成員のみに委託して業務を行うことができる業務、つまりSPC自ら実施することを要しない業務という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
7	10	3		第27条	1		事業契約書（案）第27条1項：計算書類等を事業終了から3ヶ月以内に提出することとなっていますが、定時株主総会の日程を考慮し、定時株主総会終了後速やかに提出として頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。

「事業契約書（案）」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
8	11	4		第31条	2		「移行期間の延長を市が認めた場合」に関する規定について、貴市が延長を認める具体的な想定ケースをご教示ください。 例えば、天災等の不可抗力による場合や、資機材の著しい納入遅延、前受託者からの引き継ぎの遅滞、あるいは貴市側の行政手続きや施設引き渡しの遅延など、「事業者の責めに帰すべき事由以外の原因」によって移行期間内の準備完了が困難となった場合は、原則として本条項に基づく延長が認められるという理解でよろしいでしょうか。	移行期間の延長を市が認めるかについては、具体的な事実関係に基づきやむを得ないと認められる場合を念頭に合理的に判断します。
9	11	4		第32条			「統括管理業務の実施」に関する具体的な内容と位置づけについて確認させてください。 本条項等における統括管理業務の実施とは、本格的な維持管理業務の開始に向けた準備作業を主眼とした業務を指しているという理解でよろしいでしょうか。 仮に、単なる準備作業にとどまらず、本格業務開始前から何らかの実務的な施設管理責任や実作業の実施が求められる想定である場合は、その具体的な業務範囲についてご教示ください。	移行期間中の業務として必要な範囲での業務を行っていただく想定です。
10	13	5	1	第36条	1	(4)	「本事業の各業務に関する業務委託請負契約が締結」は、維持管理業務に関する契約に限定されるものと思いますので修正していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
11	13	5	1	第36条	1	(4)	第18条第3項に従った契約の承継は、事業開始後の令和11年10月1日との理解ですので修正をお願いいたします。	質問回答No.5をご参照ください。
12	14	5	2	第39条			修繕業務の履行の追完に過分の費用を要するときとは、どの程度を過分とみなすのでしょうか？	どの程度が過分となるかは、具体的な事実関係に基づいて判断されます。
13	14	5	2	第38条	3		第38条第3項において、市との協議・承認を経て実施された修繕内容を理由として、事業者は水質保証等の免責を主張できない旨の規定がありますが、本件に関する例外の有無について確認させてください。 例えば、事業者が専門的知見から「水質維持に不可欠」として提案した修繕内容が、貴市の予算等の都合で承認されず（修繕の見送りや、より安価な仕様への変更等）、その結果として水質基準を満たせなかった場合でも、事業者は一切の免責を主張できないのでしょうか。 事業者の合理的な提案が貴市によって退けられた（または変更を指示された）事案に起因する水質悪化等については、適正なリスク分担の観点から本項の適用外（保証の例外・免責、または別途協議の対象）としていただきたいと考えますが、貴市の見解をご教示ください。	第38条第3項は、修繕業務の実施対象が市との協議の上、市の承認に決定されたことが、それのみをもって直ちに免責事由とはなりません。当該修繕内容を踏まえつつ、事業者としての善管注意義務の範囲内で業務を行っていただく必要があります。

「事業契約書（案）」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
14	16	5	3	第42条	2		不備については「事業者の故意又は過失があった場合」、や「事業者が合理的に予見できなかった事由を除く」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
15	16	5	3	第42条	3		提出する報告書について、要求水準書p34(5)イに規定されている貴市との打合せにおいて提示する資料（打合せ資料）を想定されているようでしたら、「報告書を提出しなければならない」を「報告しなければならない」に変更していただけますでしょうか。従来の設計業務で作成していなかった書類を追加で作成することがないようにしていただきたいと考えております。	「報告しなければならない」に変更します。
16	19	5	4	第44条	3		単年度対象改築工事について、原則として当該事業年度の4月20日までに年度実施協定（改築工事）を締結するものとされています。 N年度に実施設計を完了し、その設計成果を踏まえてN+1年度の年度実施協定を締結する場合、事業者による官積算、市による確認、その後の修正及び協定締結までを4月20日までに完了するには、期間が不足する可能性があると考えております。 貴市が想定されているスケジュール感を教えてください。併せて、詳細設計済みで未発注の工事を先行して年度実施協定の対象とする運用についてもご教示ください。	ご指摘のとおり、実施設計の完了後に事業者による官積算、市による確認及び必要な修正を行う場合、4月20日までの協定締結が難しいことも想定されます。 第44条第3項の4月20日は原則的な目安であり、同日までの締結を一律に求めるものではありません。実施設計の完了時期や積算・確認に要する期間を踏まえ、市と事業者で協議のうえ締結時期を調整します。ただし、対象工事については、当該事業年度内に工事を完了できる工程を確保することを前提とします。 また、詳細設計が完了している未発注工事についても、工事内容、積算、市の確認及び年度内の完了見込み等を確認したうえで、年度実施協定（改築工事）の対象とすることが可能です。対象とする時期・手続は、市と事業者で協議のうえ決定します。
17	21	5	4	第49条	6		設計成果物の誤り等に起因する追加費用が、設計業務の委託費に比して高額となる可能性がある点、「水の官民連携」に設計企業が参画する上で高い障壁となり得ると考えております。従来の公共工事における設計変更の取扱いと同様に、SPCが工事を発注した後、公共工事標準請負契約約款第18条第1項に該当する事実、すなわち、設計図書の誤謬又は脱漏、表示の不一致等が判明した場合、SPCと工事受注者との間で必要な確認、調査及び協議を行った上で、単年度対象改築工事の内容、工期又は費用の変更について、貴市と協議できるものとしていただくことをご検討いただけますでしょうか。 なお、SPCが発注者として必要な確認、調査、設計図書の変更、工事受注者との協議等を行うことが前提であり、同約款第18条における「監督員」や「発注者」の役割を貴市に担っていただこうとする考えはございません。	ご提案の趣旨を踏まえ、SPCが発注者として必要な確認・調査等を行い、工事受注者との協議を経た上で、設計図書の誤謬・脱漏等が判明した場合には、単年度対象改築工事の内容、工期または費用の変更について、本市と協議できる取扱いとします。
18	22	5	4	第49条	8		事業契約書（案）第49条8項:「第2 項乃至第7 項に基づく単年度対象改築工事の追加費用の算定にあたって は、別紙8（改築工事に係るサービス対価の設定及び変更方法）に基づき合意書が作成された提案金額比率に基づいて算出し、」について、「合意された提案金額比率」の誤記ではないかと思います。	原案のとおりとします。

「事業契約書（案）」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
19	24	5	4	第54条	2		本事業における賠償責任保険等の保険契約について確認させてください。契約書案では保険契約の主体が規定されておりますが、本事業においては、SPCから委託を受けて、構成員等が現場における実際の実務や施工を担うこととなります。 つきましては、万が一の事故等に際して実態に即した迅速かつ適切な対応を可能とするため、SPC自身が保険契約者となる形式に限定せず、実際に現場で施工や管理業務を行う各構成員を契約主体として、要求される保険に加入する形を認めていただくことは可能でしょうか。貴市の見解をご教示ください。	募集要項　質問回答No.14をご参照ください。
20	32	9		第73条			令和8年7月23日に公布された「下水道法等の一部を改正する法律」に伴い、下水道管路管理基準が変わり、管路の点検・調査費用やストックマネジメント計画の作成費用が変わる場合は、本条に基づき追加費用は貴市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、変更額の決定方法に想定がありましたらご教示ください。	第73条の適用があるのは、事業契約の締結後に行われた法令改正です。
21	34	9	1	第77条	1	損害賠償責任	本契約において、事業者から貴市への損害賠償は原則として上限がないものと見受けられます。しかしながら、民間事業者の適正なリスク管理の観点から、損害賠償責任には合理的な上限設定が不可欠です。 つきましては、事業者の故意または重大な過失による場合を除き、貴市に対する損害賠償および損害金の上限額を設けていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
22	35	9		第78条	4		事業者が実施する計画的な点検・調査、修繕・改築を実施する前に管路の老朽化に起因した道路陥没事故は、事業者の責めに帰すべき事由には該当しないものと認識しております。この認識に間違いがなければ、第4項に「計画的な点検・調査、修繕・改築の実施前に、既設管路の老朽化、潜在的欠陥その他事業開始前から存在する事由に起因して生じた損害であって、事業者の責めに帰すべき事由によらないものは、本件施設の存在そのものに起因する損害に含まれるものとする。」などと書き加えていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。損害賠償責任が発生するかは、法律上の要件が充足するかによって判断されます。
23	37	10		第84条			事業契約書（案）第84条：法令改正・不可抗力による解除について、何れの当事者の責めに帰すべき事由による解除ではないため、両者による合意解除として頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
24	39	10		第88条	2		事業契約（案）第88条2項：「前項ただし書きに基づき、事業者が設置した設備が市に譲渡される場合には、 市は事業者に対して要求水準書に定める清算金を支払う。」に関して、 「要求水準書に定める清算金」に関する記載が見当たりません。	要求水準書１１－５によります。
25	39	10	1	第89条	2	違約金	「第90条（事業者事由による解除）の規定により・・・」とありますが、第82条の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。記載を修正いたします。

「事業契約書（案）」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
26	41	11	1	第93条	1	成果物の利用	事業契約書（案）第93条第1項に規定された「成果物の利用」についてお伺いいたします。 本条項で定義される成果物の中に、応募時に提出した技術提案書は含まれるのでしょうか。 提案書に記載された独自のノウハウや技術思想等の著作権・知的財産権は応募者（事業者）に帰属するものであり、本事業の目的範囲外での使用や第三者提供に際しては、事前に著作権者（事業者）の許可・承認を要するという理解でよろしいでしょうか。	「成果物」の範囲は、事業契約書の定義集で定義されているとおりです。 提案書の取り扱いについては、募集要項の記載をご参照ください。
27	41	11	1	第93条	4	成果物の利用	事業契約書（案）第93条第4項における著作者人格権（著作権法第20条第1項・同一性保持権）の制限についてお伺いいたします。 「著作者人格権を行使しない」との規定につきまして、これは本事業の維持管理や将来の施設改築・補修等に必要な合理的分別・改変を本市に認める趣旨であり、事業者の技術的意図を著しく損なうような不当な変更まで無制限に受容させるものではないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	別紙7 P4	1	(2)	2)	イ	②b	汚泥・し渣搬出費用は、令和9年度以降の費用等につきましては、貴市よりお示しいただけるものと認識しております。 また、当該費用につきましては、募集要項4ページに記載されている「見積上限額」の中には含まれない（当該上限額とは別枠の予算として取り扱われる）という理解でよろしいでしょうか。	汚泥・し渣搬出費用については、過年度の実績を基に提案して下さい。 また、当該費用は「見積上限額」に含まれています。
29	別紙7 P4	1	(2)	2)	イ	②d	提案時の優先交渉者とは事業者の誤りでしょうか、もしくは、提案時の様式集では年ごとの見積金額を提出することとなっていますが、その他に修繕計画の提出が必要でしょうか？	「提案時の優先交渉権者」とは、優先交渉権者に選定された事業者を指します。なお、提案時に修繕計画を別途提出する必要はありません。
30	別紙7 P4	1	(2)	2)	イ	②d	「修繕の内容に基づく官積算金額」とありますが、修繕工事の設計はコンサルタント業務に含まれていないため、官積算の手段としては三社見積によるものという解釈でよいでしょうか？ 修正案：「1件あたり200万円を超過する修繕においては、10年間の総額を上限として、修繕の内容に基づく官積算金額（三者見積）により算出した金額をサービス対価として支払うものとする。」	官積算金額は、修繕内容、数量、仕様、施工条件等を踏まえ、市が適切と認める方法により算定します。必要に応じて複数者からの見積徴取等を行う場合があります。なお、算定方法を「三者見積」に限定するものではありません。
31	別紙7 P5	1	(2)	2)	イ	③a	電力基準単価および電力調整単価の対象範囲について確認させてください。 現在、これらの単価は「基本料金」「電力量料金」「燃料費調整額」「再生可能エネルギー発電促進賦課金」等のすべての構成要素を含んだものであると認識しておりますが、こちらの理解で相違ございませんでしょうか。 また、長期の事業期間中において、電力会社による料金制度の改定等が行われ、電気料金の請求に新たな項目が追加された場合、当該新規項目につきましても同単価の構成要素としてみなされ、精算等の対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	電力基準単価および電力調整単価の対象範囲については、ご理解のとおりです。 なお、事業期間中に電力会社の料金制度改定等により新たな項目が追加された場合の取扱いについては、その項目の性質等を踏まえ、市と事業者で協議します。
32	別紙7 P5	1	(2)	2)	イ	③a	基準単価は令和8年4月1日現在の中部電力ミライズ㈱の調整単価とありますが、1回目の清算は令和10年3月の支払いにおいて実費との差額を清算するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「事業契約書(案)」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
33	別紙7 P5	1	(2)	2)	イ	③表1-5	分類「薬品」で精算額の算定方法に「調達先からの請求額」とある。しかし、下記b. の精算方法で「物価変動による精算」及び「使用量の増減による精算」となっているので、表現が妥当ではないのではないか。	ご指摘のとおり、表1-5の「薬品」における「調達先からの請求額」という記載は、物価変動及び使用量の増減による精算方法との関係が明確でないため、次のとおり修正します。 修正案 基準単価及び実績使用量等に基づき、次頁③ bに定める方法により算定した額
34	別紙7 P5	1	(2)	2)	イ	③表1-5	分類「備品購入、消耗品」の記載があるが、精算方法についての記載がありません。このままでは、基準額(提案金額)を大幅に超えても無制限に精算していただけるのでしょうか。	備品購入及び消耗品に係る費用は、実際の購入費用又は調達費用に基づき精算します(ただし、事務に関する消耗品はこの限りではありません)。 ただし、精算額は、提案時における当該費用の提案金額を基本とし、提案金額を超える額について、市が無制限に負担するものではありません。事業者は、要求水準書に基づき、必要な備品及び消耗品の数量、仕様及び費用を適切に見込んで提案してください。 なお、要求水準書又は市の指示等により、事業者の責めに帰さない事由で追加費用が生じた場合は、事業契約の変更等に関する規定に基づき取り扱います。
35	別紙7 P5	1	(2)	2)	イ	③a.電気料金の精算方法	「使用量の増減による電気料金の精算」において、精算方法の式が記載されておりません。 電力量の超過(未達)分 × 基準単価　でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	別紙7 P6	1	(2)	2)	イ	③表1-6	市単価は「税抜き」表示であると認識しておりますが、間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	別紙7 P6	1	(2)	2)	イ	③b	物価変動による精算について、物価変動率が1.5%を超えた場合に対価の変更を請求できるとされ、基準値は「令和8年4月の指数」とする旨の記載がございます。 この基準値の適用期間に関する取り扱いについて、本事業の期間中、この基準値は一切変更されず、常に「令和8年4月時点との比較」によって変動率(1.5%の超過)を判定するという認識で相違ございませんでしょうか。	基準値は、原則として事業期間中に変更せず、基準値からの変動率に基づき取り扱います。
38	別紙7 P6	1	(2)	2)	イ	③b	物価変動による精算について、1.5%を超えた場合にサービス対価の変更を請求できる旨の記載がございます。本件に関し、長期間にわたって「1.5%未満(例:1.4%等)の物価上昇」が継続した場合の取り扱いについて確認させてください。 単年度の変動が1.5%以内であっても、その状態が長期間継続した場合、事業者側の実質的な累積負担は膨大なものとなり、長期契約における事業の安定継続に影響を及ぼす懸念がございます。 つきましては、将来的に物価変動率が1.5%を超過し対価変更の請求権が発生した際、その請求に至るまでの過去の期間(1.5%未満で推移し、事業者が負担を被っていた期間)に生じた実質的な変動分についても、遡及して精算の対象としていただくことは可能でしょうか。 長期契約における適正なインフレリスク分担の観点から、貴市の見解をご教示ください。	物価変動率が1.5%未満で推移した期間については、その期間に生じた変動分を後日遡って精算することはありません。 その後、基準値との比較において物価変動率が1.5%を超えた場合は、当該超過を確認した時点以降のサービス対価について、別紙7に定める方法により改定します。

「事業契約書(案)」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
39	別紙7 P11	2	2-1				各所において、1000分の15を超過した場合に改定することとされております。これは、公共工事標準請負契約約款を参考に設定されたものと思料いたしますが、適用されようとしている業務は工事ではなく維持管理業務、コンサルタント業務に関するもので、約款に準じた規定とする必要はないと認識しております。昨今の物価上昇を適切に反映するため、このような規定を設けず、設定した指標に基づき改定する事業もあります。 1000分の15を超過するかどうかによらず改定する方法への変更を希望しますがいかがでしょうか。変更しない場合、その理由を教えてください。	1.5%の基準は、契約期間中に生じる一定範囲の物価変動について、事業者が提案価格にあらかじめ織り込むものとして設定しています。 1.5%未満の変動についてもその都度サービス対価を改定することとすると、軽微な物価変動の都度、改定額の算定、根拠資料の確認及び支払額の変更等の事務が発生します。また、契約期間中の支払額が頻繁に変動することになります。 このため、一定の変動幅については事業者の提案価格に含めることとし、1.5%を超える物価変動が生じた場合に限り、別紙7に定める方法によりサービス対価を改定する取扱いとしています。したがって、現時点では1.5%の基準を変更する予定はありません。
40	別紙7 P11	2	2-1	(1)	1)	イ	A-1人件費について、「【1000分の15(1.5%)】を超過した場合に、その変動率の全体(全率)」とする旨の記載がございます。 ここでの「全体(全率)」とは、1.5%を超過した部分のみを精算対象とするのではなく、閾値である1.5%以内の変動分も含めた「すべての変動額」を精算していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	別紙7 P11	2	2-1	(1)	1)	イ	事業契約書(案)別紙7第11頁における「人件費スライドの初期基準指数」についてお伺いいたします。 年1回見直しを行う人件費指数の初期設定につきまして、基準となる愛知県公共工事設計労務単価(電工等)の適用時期(例:令和8年3月・4月等)および積算の前提となる具体的単価レベルをご教示いただけますでしょうか。	人件費スライドの初期基準指数は、令和8年3月時点の国土交通省が公表する公共工事設計労務単価(愛知県分)を用います。
42	別紙7 P11	2	2-1	(1)	1)	イ	事業契約書(案)別紙7第11頁における人件費スライドの遡及・累積改定についてお伺いいたします。 人件費の年ごとの変動率が「1000分の15」未満で推移した場合におきましても、基準年からの累積変動率が「1000分の15」を超過した段階で、過去の累積変動分を含めてサービス対価の改定が行われるという理解でよろしいでしょうか。	年ごとの変動率が1.5%未満であっても、基準値との比較による累積変動率が1.5%を超えた場合は、別紙7に定める方法により、変動率の全体を反映してサービス対価を改定します。ただし、過去の各年度に遡って精算するものではありません。
43	別紙7 P12	2	2-1	(1)	2)	イ	「見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較」とのことですが、初回改定時にいつの指標にするか、記載を見つけることができませんでした。まだ記載されていない場合は、明記してください。 また、公告から事業契約締結まで期間があること等を考慮し、初回改定時の基準となる指標は、水の官民連携GLにも記載されているとおり、債務負担行為設定日などとしていただけますでしょうか。	初回見直し時の基準は、令和8年3月時点とします。 別紙7に明示します。
44	別紙7 P12	2	2-1	2	2)	表2-2	当該B-1の対価の主な内容には、空調設備保守点検等の専門的な維持管理業務が含まれていると認識しております。 本業務に係る労務費について、適用する基準となる単価指標は、公共工事設計労務単価における「電工」に合わせて算定するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「電工」は、B-1に係るサービス対価の物価変動を算定する際に用いる指標についての確認であると理解しています。 なお、表2-2に示す「電工」は、B-1に係る人件費の物価変動を算定するための指標であり、提案時における労務費の積算単価を指定するものではありません。
45	別紙7 P12	2	2-1	(1)	2)	イ	B-1およびC-1の固定費等の変動率が「1000分の15」を超過した場合、人件費と同様に1000分の15以内の割合も含めた「変動率の全体(全率)」を対価改定額の算定に反映するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「事業契約書（案）」に関する質問回答

No.	頁	章	節	項	目	細目	質問の内容	回答
46	別紙7 P12	2	2-1	(1)	2)	イ	年1回見直しを行う各種指数の初期設定につきまして、基準となる適用年月（例：令和8年4月の企業物価指数・消費者物価指数等）およびその基準単価・指数の提示時期をご教示いただけますでしょうか。	質問回答No.43をご参照ください。
47	別紙7 P12	2	2-1	(1)	2)	イ	年ごとの変動率が「1000分の15」未満で推移した場合におきましても、基準年からの累積変動率が「1000分の15」を超過した段階で、過去の累積変動分を含めてサービス対価の改定が行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	別紙7 P13	2	2-1	(1)	3)	イ	年1回見直しを行う変動費（薬品等）のスライド指数につきまして、初期設定の基準となる適用年月（例：令和8年4月）および基準単価の提示時期をご教示いただけますでしょうか。	別紙7　p.6　b.薬品費の精算方法をご参照ください。
49	別紙9	2	(1)	①			予定金額とは、募集要項p4に記載されている見積り上限額のことでしょうか。別紙9の1に記載されている業務区分と募集要項p4に記載されている業務区分が異なっている点も含め、どのように理解すればよいか教えてください。	コンサルタント業務費用の内訳を募集要項4ページに示します。 別紙9では、維持管理業務の進捗等により対象となる施設の数量が変動する可能性がある業務について、他のコンサルタント業務と区分して整理しています。
50	別紙9	2	(2)				各対象業務の予定額の示されている資料が見受けられませんので公表をお願い致します。また、提案金額比率の算出については、各業務ごと及び年度別ごとに比率を算出では無く、各業務ごとの10年間における総額から比率を算出する認識でよろしかったでしょうか。	コンサルタント業務費用の内訳を募集要項4ページに示します。 また、提案金額比率は、対象業務ごとの事業期間10年間の総額を基礎として算定するものとし、年度ごとに個別の比率を算定するものではありません。
51	別紙11 P1	1	(1)				維持管理業務およびコンサルティング業務等を含む対象業務に対し、「1%以内事業者負担」が事業者にとって負担が大きいと思われます。 事業者負担のリスクを適正化する観点から、自己負担上限額（年間の金額キャップ等）を設定いただくことをご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。